

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正により、年金管理者を2人まで指定することができることとしたこと等に伴い、年金の支給の手続等について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 年金管理者を2人まで指定することができることとなったことに伴い、年金の支給請求の手続及び加入証書等の様式を改める。
- (2) 年金管理者の辞退（知事に申し出る場合に限る。）について、年金管理者辞退申出書の様式を定める。
- (3) 申込者告知書及び障害診断書の様式を改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の規定による施設の利用に係る使用料の額を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の利用に係る手数料の減免に関する規定を設ける等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立社会福祉施設の利用に係る手数料について、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る手数料は、減免する。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける者に係る入所等に係る利用についての使用料の額は、生活保護法による保護を受ける者と同様の取扱いとする。
- (3) 題名を鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則に改める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成21年4月1日とする。

鳥取県看護職員修学資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取大学医学部保健学科において看護学を専攻する学生に対して貸し付ける資金（以下「奨学金」という。）の返還に係る債務の履行猶予の対象を拡大する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 奨学金の返還に係る債務の履行猶予の対象に鳥取大学の大学院の博士課程に進学し、在学している者を加える。
- (2) 大学院の修士課程において看護に関する専門知識を習得しようとする者に対して貸し付ける資金（以下「修学資金」という。）の返還期間を大学院の修士課程を修了した日から1年を経過した日等の属する月の翌月から修学資金の支給を受けた期間に相当する期間内（現行 10年以内）に改める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査の受診の促進を図るため、肝炎ウイルス検査を受ける者の使用料等を免除する期間を延長

する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 肝炎ウイルス検査を受ける者の使用料等を免除する期間を平成22年3月31日まで（現行 平成21年3月31日まで）延長する。
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者に係る使用料等は、免除する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県食品衛生法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県食品衛生法施行条例の一部が改正され、飲食店営業等の許可証に関する規定が同条例に規定されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自動車又は自動販売機による飲食店営業等に係る許可標識の様式を定める。
- (2) 許可証等の再交付及び書換交付の申請手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県理容師法施行細則及び鳥取県美容師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部が改正され、理容師又は美容師が出張して理容又は美容を行うこと（以下「出張理容等」という。）について届出を義務付けたこと等に伴い、当該届出の手続を定める等の所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 出張理容等の届出手続を定める。
- (2) 理容所等の確認証の様式及び交付手続を定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年4月1日とするイを除き、同年10月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部が改正され、市町村が管理を代行するもの以外の県営住宅について、鳥取県住宅供給公社に管理を行わせることとなったこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 管理の代行を行わせる事務の範囲は、鳥取県住宅供給公社と協議して定めることとする。
- (2) 家賃の減免等の申請等の手続について、知事が災害その他特別な事由があると認めるときは、別に定めるところによることができることとする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする(2)及び(3)を除き、平成21年10月1日とする。